（七）　美容用、メーキャップ用若しくは皮膚の手入れ用の調製品（日焼け止め用又は日焼け用の調製品を含み、医薬品を除く。）又はマニキュア用若しくはペディキュア用の調製品

（八）　トランク、スーツケース、携帯用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）

（九）　ハンドバッグ（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）

（十）　財布その他のポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品（外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のものに限る。）

（十一）　衣類又は衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）

（十二）　毛皮製のオーバーコートその他の毛皮製品又は人造毛皮製品

（十三）　じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

（十四）　鉛ガラス製のコップ類

（十五）　天然若しくは養殖の真珠、貴石、半貴石、特定金属（銀、金、白金、イリジウム、オスミウム、パラジウム、ロジウム又はルテニウムをいう。以下同じ。）若しくは特定金属を張った金属又はこれらの製品

（十六）　携帯用のデジタル式自動データ処理機械（少なくとも中央処理装置、キーボード及びディスプレイから成るものに限る。）

（十七）　マイクロホン若しくはそのスタンド、拡声器、イヤホン若しくはイヤホン、マイクロホンと拡声器を組み合わせたもの、可聴周波増幅器又は電気式音響増幅装置

（十八）　音声再生機、録音機若しくはビデオの記録用若しくは再生用の機器又はこれらの部分品若しくは附属品

（十九）　録音その他これに類する記録用の媒体（写真用又は映画用のものを除き、録音その他これに類する記録をしたものを含む。）

（二十）　ビデオカメラレコーダー又はデジタルカメラ

（二十一）　ラジオ放送用受信機（無線電話又は無線電信を受信することができるものを含む。）

（二十二）　テレビジョン受像機器（カラーのものであって、外務省令・財務省令・国土交通省令で定めるものに限る。）又はビデオモニター（カラーのものに限る。）若しくはビデオプロジェクター

（二十三）　乗用自動車

（二十四）　モーターサイクル（モペットを含む。）又は補助原動機付きの自転車

（二十五）　ヨットその他の娯楽用若しくはスポーツ用の船舶又はカヌー

（二十六）　写真機（一眼レフレックスのものに限る。）

（二十七）　映画用の撮影機又は映写機

（二十八）　投影機、写真引伸機又は写真縮小機（映画用のものを除く。）

（二十九）　映写用又は投影用のスクリーン

（三十）　腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含む。）

（三十一）　楽器又はその部分品若しくは附属品

（三十二）　万年筆

（三十三）　美術品、収集品又は骨とう

附　則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

外務大臣　松本　剛明
財務大臣　野田　佳彦
国土交通大臣　大畠　章宏
内閣総理大臣　菅　直人

告　示

○外務省告示第二百六号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十三年第百八十四号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号に基づき設立された同理事会委員会が平成二十三年四月二十日、五月四日、五月十日及び五月十二日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三三号8（c）及び第一三九〇号2（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

平成二十三年六月十五日

外務大臣　松本　剛明

別表の156.、157.、159.、177.、182.、183.、201.、202.、204.、207.、211.、213.、214.、264.、268.、273.、274.、284.、285.、331.、333. 及び335. を次のように改正する。586. を追加する。

（別表）

一．次のとおり改訂する。

【アル・カーイダと関係を有する個人及び団体】

156. ウサマ・ムハンマド・アワド・ビン・ラーデン（別名：(a)ウサマ・ビン・ラーデン(b)ウサマ・ビン・ムハンマド・ビン・アワド、オサマ・ビン・ラーデン(c)ベン・ラーデン・オサマ(d)ベン・ラーデン・オッサマ(e)ベン・ラーデン・ウサマ(f)ビン・ラーデン・オサマ・モハメド・アウド(g)ビン・ラーデン・ウサマ・ビン・ムハンマド(h)シャイク・ウサマ・ビン・ラーディン(i)ウサマ・ビン・ムハンマド・ビン・ラーディン(j)ウサマ・ビン・ラーディン(k)オサマ・ビン・ラーディン(l)オサマ・ビン・ムハンマド・ビン・アワド・ビン・ラーディン(m)ウサマ・ビン・ムハンマド・ビン・アワド・ビン・ラーディン(n)アブー・アブダッラー・アブド・アル・ハキム(o)アル・カカ）

USAMA MUHAMMED AWAD BIN LADEN (a.k.a.: (a)Usama Bin Laden (b)Usama Bin Muhammed Bin Awad, Osama Bin Laden (c)Ben Laden Osama (d)Ben Laden Ossama (e)Ben Laden Usama (f)Bin Laden Osama Mohamed Awdh (g)Bin Laden Usamah Bin Muhammad (h) Shaykh Usama Bin Ladin (i)Usamah Bin Muhammad Bin Ladin (j)Usama bin Ladin (k) Osama bin Ladin (l)Osama bin Muhammad bin Awad bin Ladin (m)Usama bin Muhammad bin Awad bin Ladin (n)Abu Abdallah Abd Al-Hakim (o)Al Qaqa)

称号：(a)Shaykh（シャイク）　(b)Hajj（ハッジ）

役職：不明

生年月日：(a)1957年7月30日　(b)1957年7月28日　(c)1957年3月10日　(d)1957年1月1日　(e)1956年　(f)1957年

出生地：(a)Jeddah, Saudi Arabia (b)Yemen

国籍：不明

旅券番号：不明

ＩＤ番号：不明

住所：不明

国連制裁委員会による指定日：2001年1月25日（2007年7月2日、2010年12月16日及び2011年5月4日に改訂）

その他の情報：サウジアラビア国籍は剥奪、タリバーン体制下でアフガニスタン国籍を付与される。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。2011年5月にパキスタンで死亡したことが確認されている。